



# 知って得する！退職金準備



## ●退職金の適正額(目安)

最終報酬月額 × 役員在位年数 × 功績倍率  
(勇退時の役員報酬月額) (役員の貢献度を示した数値)

例) 最終報酬月額100万、在位30年、功績倍率2.5倍の場合の退職金適正額は、  
100万 × 30年 × 2.5倍 = **7,500万** となります。

## ●退職金には税法上のメリットがあります

①**退職所得控除**(退職金に認められる非課税枠)

勤続年数20年以下 40万 × 勤続年数(80万未満の場合は80万)

勤続年数20年超 800万 + 70万 × (勤続年数－20年)

②**1/2課税**(退職所得控除後の金額の1/2が課税所得となります)

③**分離課税**(他の所得とは合算されません)

例) 勤続30年、退職金7,200万の場合の課税所得は、

7,200万 - 1,500万 × 1/2 = **2,850万**  
(退職金) (退職所得控除) (課税所得)

**7,200万の退職金に  
対し、課税所得は  
2,850万だけです！**  
(※左記の例の場合)

## ●役員報酬で受け取る場合とその一部を退職金として受け取る場合を比較してみましょう

(勤続30年、退職金は7,200万とし、会社が支出する額はA、Bともに年額1,440万で同額)

A 役員報酬月額120万を15年間受け取った場合

B 役員報酬月額80万を15年間受け取り、  
それとは別に月額40万を15年間積み立て、その合計額7,200万を退職金として受け取った場合

役員報酬	A	B
① 役員報酬	1,440万	960万
② 給与所得控除	242万	216万
③ 所得税・住民税	362万	182万
④ 手取り額	1,078万	778万
⑤ 手取り額15年累計	16,170万	11,670万
退職金	+	
⑥ 退職金		7,200万
⑦ 退職所得控除		1,500万
⑧ 課税所得		2,850万
⑨ 所得税・住民税		1,117万
⑩ 退職金手取り額		6,083万
手取り額合計	16,170万	17,753万

**15年後には  
1,500万円以上の  
差になります！**

※過大な退職金は損金算入を否認されるケースがありますので、あらかじめ適正額の算出をお勧めします。  
また、支払根拠を明確にするために、「役員退職慰労金規程」を作成しておくことをお勧めします。  
上記内容は、平成20年4月現在の税制に基づいて試算しております。個別の取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。また、今後税制が変更される可能性もありますのでご留意ください。